



建物の使用を開始する方へ

渋谷消防署では、使用を開始する建物の住所により、下表のとおり事務担当区域が分かれております。ご自身が届出される建物の住所を確認していただき、お問合せください。

なお、**建物全体の延べ面積が1000㎡を超えるもの及び11階建以上の建物**は、受持区域にかかわらず渋谷消防署にお問合わせください。

	受 持 区 域
渋谷消防署 所在：渋谷区神南1-8-3 TEL：03-3464-0119	宇田川町、神南一丁目、神南二丁目、代々木神園町 渋谷一丁目から渋谷四丁目まで 神宮前一丁目から神宮前六丁目まで、東一丁目
恵比寿出張所 所在：渋谷区恵比寿4-19-24 TEL：03-3440-0119	東二丁目から東四丁目まで、広尾一丁目から広尾五丁目まで 恵比寿一丁目から恵比寿四丁目まで 恵比寿南一丁目から恵比寿南三丁目まで 恵比寿西一丁目、恵比寿西二丁目
松濤出張所 所在：渋谷区松濤1-25-14 TEL：03-3469-0119	松濤一丁目、松濤二丁目、道玄坂一丁目、道玄坂二丁目 桜丘町、南平台町、鶯谷町、円山町、神泉町 鉢山町、猿楽町、代官山町
代々木出張所 所在：渋谷区本町1-6-6 TEL：03-3378-0119	本町一丁目から本町六丁目まで、代々木三丁目、代々木四丁目 笹塚一丁目から笹塚三丁目まで、初台一丁目、初台二丁目 幡ヶ谷一丁目から幡ヶ谷三丁目まで
富ヶ谷出張所 所在：渋谷区富ヶ谷1-29-17 TEL：03-3465-0119	代々木五丁目、元代々木町、富ヶ谷一丁目 上原一丁目から上原三丁目まで、富ヶ谷二丁目、神山町 大山町、西原一丁目から西原三丁目まで
原宿出張所 所在：渋谷区代々木1-2-15 TEL：03-3375-0119	千駄ヶ谷一丁目から千駄ヶ谷六丁目まで 代々木一丁目、代々木二丁目